

事業の方向性を「改善して継続」とした事業一覧(再掲)

資料 1-3

番号	事業番号	事業名 (★は特に主要な実施計画事業)	事業目的 (どのような状態にしたいのか)	事業実施上の課題と改善の方向性等	課等名
1	24	学校給食センター整備事業★	安全安心で、栄養バランスの良い給食が、学校給食センターから安定して供給されている。	建設候補地及び進入路の整備は進んでおらず、暫定期間の終了する令和10年度意向の対応については大きな課題である。ただし、当面は暫定案の準備に集中する必要があり、この問題については、学校施設の在り方を含め、総合的に方向性を検討していきたい。	教育総務課
2	41	生涯学習推進事業★	生涯学習情報誌「はやま地域活動ガイドブック」などを活用した情報提供や生涯学習事業の充実を図り、町民の生涯学習を推進します。	「はやま地域活動ガイドブック」については、自ら学習の情報を求める町民に対して提供することが主な活用方法となっているが、団体の活動支援(加入促進等)といった点において、異なる活用方法を検討する必要がある。 町民大学の講座内容については、関東学院大学の多様な専門性を活かし、現代的課題や地域課題の解決を目指した内容を検討する必要がある。 租税教室「たのしい税ミナール」については、「税金」という硬くて重いテーマに対して、どれだけ柔らかく参加しやすいテーマ設定ができるかが課題である。対象やテーマを具体的に絞って実施するなど工夫が必要である。	生涯学習課
3	43	公民館教室等管理運営事業★	町民が、趣味・教養等に係る生涯学習活動を行うきっかけとなる機会を提供するとともに、活動を行う場として学校教育上支障のない範囲で学校施設を開放します。	公民館教室について、趣味・技能の習得に関わる講座内容だけでなく、幅広い講座内容の充実を図っていく必要がある。講座終了後のアンケートを参考にする場合、一定の講座が希望されることは少ないため、あらかじめ選択肢を設けたアンケートを実施するなどの工夫が必要である。	生涯学習課
4	44	地域学校協働活動推進事業★	地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進するため、相互の連絡調整を行う地域学校協働活動推進員を配置し、「社会に開かれた教育課程」の推進に努めます。	一部事業において、地域学校協働活動推進員を委嘱したものの、学校の教職員間および地域での周知が足りず、例年通り準備や調整を行ってしまう案件が見受けられた。推進員の活動や認知について、学校および地域に対してさらなる周知が必要である。	生涯学習課
5	45	青少年育成事業★	自然や人とのふれあい、様々な体験活動を通して社会性等を身につけ、豊かな心を持つ、たくましい子どもや青少年のリーダーを育成します。また、青少年の健全育成を目的とする団体の活動を支援します。	学区をまたいだ子どもたちの交流、異世代間の交流の貴重な機会となっており、青少年の健全育成が図られている。しかし、各事業の応募率も高く、現在の手法では参加の確保に限界があることから、より多くの子どもたちに参加できる機会を提供するために、個々の価値観や多様化したライフスタイルの中で、多くの子どもたちが魅力を感じる事業を展開するとともに、多くの児童が参加できる地域学校協働活動(放課後子ども教室)の取組として実施できる事業を検討する。	生涯学習課
6	47	南郷上ノ山公園管理事業★	生涯スポーツ等の活動の拠点となるよう、だれもがスポーツに親しめる環境を整え、スポーツ活動を通じた利用者相互の交流を促進するとともに、安全性・利便性の向上に配慮した管理運営を行います。	有料施設の老朽化に伴う修繕計画等の作成は急務と考える。そのための財源確保として、有料施設の減免のあり方や駐車場の有料化を早期に検討する必要がある。 また、限られた財源の有効活用の面から、指定管理を含めた運営方法を見直したい。	生涯学習課
7	49	学校体育施設開放事業★	町民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、町立小中学校の体育施設を開放し活動の場を提供することにより、生涯スポーツの振興を図ります。	町民のスポーツ振興を図る上で引き続き学校体育施設開放を維持し、施設の利便性の向上に努める。また、利用団体の固定化により新規利用の調整が難しいため、多くの町民が学校体育施設を利用できるようルールの見直しを進めているところだが、利用団体との合意には至らなかった。引き続き関係者間の合意形成に努めながら、学校体育施設の稼働率を上げて対応する。 学校プール開放は、施設の老朽化や入場者数は減少傾向にあることから、今後の事業継続のあり方についても検討を進める必要がある。	生涯学習課
8	52	芸術文化振興事業★	所蔵美術品を展示し、芸術文化を鑑賞する場を提供するとともに、文化協会等への支援を通じて、町民が芸術文化に身近に触れることのできる機会の充実を図ります。	町が所蔵する美術品を適正に保管管理し、広く公開することで芸術文化の振興につなげていく必要がある。美術品の鑑賞機会を増やすため、年2回の美術展とともに、常設展示作品をさらに増やし、展示期間や作品の回し方など常設展示の仕組み作りが必要である。 美術展については、長年、より高額な美術品33点を展示しておりマンネリ化しているため、今後も教育委員会に保管している美術品を活用した美術展を実施していくなど工夫が必要である。	生涯学習課
9	73	児童館等運営事業★	児童等がいつでも利用できる遊び場として、また地域の人々とのふれあいの場としての居場所を確保することで、児童等の健全な成長を図ります。	○ 子どもたちの自由な遊び場や子育て中の保護者同士の交流の場として、安心・安全・快適な居場所を提供するため、施設の老朽化への対応が課題となっている。毎年いずれかの施設に不具合が起きているが、公共施設等総合管理計画の検討中であり、空調設備の入替えなどの大規模修繕に対応できない。 ○ 近年、利用者数が減る傾向にあったところに加え、コロナ禍で更に減少する事態となった。ニーズ把握に努め、利用者の増加につながるような事業について検討をする。	子ども育成課

番号	事業番号	事業名 (★は特に主要な実施計画事業)	事業目的 (どのような状態にしたいのか)	事業実施上の課題と改善の方向性等	課等名
10	77	児童相談事業★	保護者が子どもへの適切なかかわりや養育行動が取れるよう、相談員等による助言支援を行うとともに、地域全体において子どもへの見守り意識を高めることにより、子どもへの虐待の未然防止や進行予防を図ります。	<p>○ 子ども家庭総合支援拠点の周知が図られ、業務が定着し、より多くのケースの支援に携われるようになったが、長期に渡る対応、関係機関との連携を要するケースも増加している。</p> <p>○ 面接、検査、保護者へのフィードバック、児の所属機関との情報共有等、臨床心理士による支援の充実のため、配置時間の追加の検討や、他の相談機関との役割分担の明確化を図っていききたい。</p> <p>○ 24時間子どもの安全を確保するサービスが必要となっている。措置ではなく、親の希望で施設に預けるサービス(子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト事業))にするため、一部負担金を取る方向を検討している。</p>	子ども育成課
11	80	母子保健事業★	母子に対する様々な保健事業の実施により、保護者が安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに成長できることを目指します。	<p>○ 子育て家庭が孤立しない体制作りのため、子育てする親の目線での子育て世代包括支援センターの支援充実が望まれる。妊産婦、乳幼児等の個々の実情を把握することがセンター機能として求められているが、マンパワー的に困難である。また、センターはワンストップ機能として、単独で相談に対応するのではなく、関係機関との連絡調整を行う業務が求められているが、地域に子育て支援を行う事業所はまだ多くないため、支援実施主体となることも多い。</p> <p>○ 3歳児健診における視覚検査は、これまで自宅で保護者が実施するものであり、正確な結果が出ていない場合もある。5歳までの早期に治療を要する弱視の検査機器導入を検討する必要がある。令和4年度から3歳児健診にて導入した。今後、精密検査になった児の結果把握を行い、検査の有効性を検証していく。</p> <p>○ 医療的ケア児への支援充実のため、令和5年度に三浦半島圏城市町でコーディネーターが配置された事業所に委託を行う協議を行っている。</p>	子ども育成課
12	86	特定健康診査等事業★	生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、被保険者の健康の保持増進に努めます。	<p>特定健診は「高齢者医療確保法」により保険者(町)が被保険者の健康管理のために実施するべき健診となっており、健診受診により生活習慣病の早期発見・早期改善が期待できることから、今後も継続実施が必要である。受診率については、令和2年度と比較すると、例年通りに回復しつつあるが、全般的に県内市町村の受診率の低さは課題になっており、今後も受診率アップの方策検討が必要である。今後についても、医師会や健診実施機関、逗子市との調整を図りながら進める必要がある。</p>	町民健康課
13	87	保健指導事業★	対象者に保健指導を通して生活習慣の改善と、健康への自覚を促し、メタボリックシンドローム等生活習慣病の改善を図ります。	<p>特定保健指導は「高齢者医療確保法」により保険者(町)が被保険者の健康管理のために実施するべき保健指導であり、保健指導により生活習慣病の重症化予防等が期待できることから継続実施が必要である。</p> <p>特定保健指導未利用者に対しては、電話での利用勧奨等に取り組むことで利用率向上に努める。</p> <p>今後の実施については、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、面談の際の健康チェック票の記入・検温・換気等を行い、対応していく。また国からの情報把握に努め、柔軟な対応が可能であれば導入していく。</p>	町民健康課
14	93	高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業★	高齢者の肺炎球菌による肺炎の予防や、発症した場合の死亡率減少を目的に、町民の経済的負担の軽減も含め、肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成を行います。	<p>肺炎球菌予防接種は「予防接種法」で定められた定期接種であり、高齢者の健康管理に有効で新型コロナウイルスとの併発による重症化予防や医療費削減の点でも必要な予防施策であることから、今後も周知に取り組みながら継続実施の方向。年々定期接種する人の割合は増加傾向にあるが、未だ接種率は45%程度であり、より一層の周知や喚起に力を入れていく必要がある。</p>	町民健康課
15	95	風しん等予防接種事業	風しんの予防接種費用の一部助成を実施することにより、風しんの流行及び発症の予防を図ります。	<p>①「風しん予防接種費用一部助成事業」に関しては「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき実施しているが、風しん大流行の年(近年では平成30年)以外は申請者数が少ない傾向がある。胎児への感染防止と母体保護を目的とした予防接種であることから、多くの人が接種できるように広報等を活用し周知に取り組みながら継続実施していく必要がある。</p> <p>②「風しんの追加的対策事業」は、国が令和元年度から3年度までの時限措置としていたが、延長し令和6年度までとなった。当事業は該当年齢の男性を「風しん第5期定期接種」の対象とし、風しんの抗体価検査および予防接種を無料で実施しているが、当初想定数よりも受診者が少なく、未接種者への再勧奨など重ねての周知啓発が必要である。</p>	町民健康課
16	149	自主防災組織支援事業★	自主防災組織の活動支援を行うことにより、地域防災力の強化を図ります。	<p>各自主防災組織の資機材備蓄状況はある程度整備されてきていると判断されることから、事業の見直しにより、自主防災組織の期待に応じられる補助制度が求められている。</p> <p>以上のことから、自主防災訓練を実施した町内(自治)会に奨励金を交付する自主防災組織奨励金制度の充実・強化を図りつつ、その一方で、防災資機材に係る補助制度の縮小に向けた検討を進めている。</p>	防災安全課

番号	事業番号	事業名 (★は特に主要な実施計画事業)	事業目的 (どのような状態にしたいのか)	事業実施上の課題と改善の方向性等	課等名
17	153	防災行政無線維持管理事業★	防災行政無線の適正な維持管理を行うことにより、災害時の迅速かつ的確な情報伝達の確保を図ります。	防災情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、防災情報メールやツイッター配信、また令和4年度より新たに導入したLINE配信による周知を実施している。主となる伝達方法である防災行政無線は、平成26年度に防災行政無線網（MCA無線方式）を整備し運用しているところであるが、聞こえづらいなど改善を要望する声があることから、引き続き、効果的な難聴対策について研究・検討が必要である。	防災安全課
18	183	葉山の魅力創生・発信事業	海だけでなく里山の魅力を発信するため、町民による持続的な里山管理と里山体験フィールドの確保を行います。	昨年度からの懸案事項であった水道については、本年度引き込み工事を行い、秘密基地エリアにおいて散水等に活用することができた。今後も継続的な事業実施をしていくためには、段階的にトイレ、電気などの設備が設置できることが望ましいと考えている。また、事業実施費用について、町の負担を減らしていくことが事業の存続の可能性を高めることに繋がると考えられることから、令和4年度から里山体験スクールにおいて受益者負担の導入を検討し、収入確保に向けて取り組みを進める。	政策課
19	190	インターネット配信事業	インターネット配信により、町の情報の公開と共有を図ります。	議会中継システムは2008年導入から14年目になり、2022年に次期議会中継システムへ更新し運用する。事務についても議会事務局に移管する。 （録画中継：令和元年度1725、令和2年度1795、令和3年度1317） （ライブ中継：令和元年度3863、令和2年度4476、令和3年度3414）	総務課
20	192	協働推進事業★	町民と行政の協働によるまちづくり活動を推進するため、中間支援組織との連携を図り、地域社会での住民とのパートナーシップを発展させます。	令和4年度の葉山町協働推進事業委託仕様書には、まちづくり活動の収集及び提供、活動組織等に対する相談、活動組織間の交流や連携の推進等について記載しており、中間支援組織であるまちづくり協会が、本来の目的である地域活動組織の支援についてより意識的に行うようにした。 今後は、その活動が主体的かつ自立した運営の中で行われるような組織運営を求めていく。	政策課